

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第32号）

- 件 名 特定の訴訟事件の判決内容について、判決後に県警察本部が発した文書に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件
- 開示請求年月日 平成19年4月2日
- 実施機関の決定日 平成19年4月13日
- 実施機関（担当課） 警察本部長
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及第6号（行政運営情報）
- 審査請求年月日 平成19年4月16日
- 審査請求の内容 部分開示決定を取り消し、全部開示の決定を求める。
- 諮問年月日 平成19年5月9日
- 答申年月日 平成21年11月12日
- 争 点 対象公文書の特定の妥当性
- 審査会の判断

### <結 論>

実施機関が、審査請求の対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

### <理 由>

#### 本件文書以外の本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件処分により部分開示された本件文書のほかにも審査請求人が求める公文書が存在するはずであると主張するので、以下、本件文書以外に本件対象公文書が存在するかどうかについて検討する。

審査請求人は、実施機関が〇〇を断念したとの新聞各社からの報道があり、報道記者向けの発表の元になった文書が存在しないとは考えられないと主張するが、実施機関は、当該報道は報道機関が実施機関の警務部監察課長に対して独自に取材したものであり、当該報道の元となった公文書は存在しないと説明している。

また、審査請求人は、新聞各社の報道において、実施機関が今後〇〇〇の徹底を指示（指導）していくとの記述があることから、公文書を作成しないで、口頭で指示又は指導を行ったとは言い難いと主張するが、実施機関は、本件判決に係る事案を摘示した公文書は存在しないと説明している。

審査会で実施機関に意見聴取し確認したところ、本件判決について実施機関自らが記者発表したことはなく、また、実施機関が情報公開・個人情報保護に関して周知しているものとして審査会に提出された〇〇〇の指導に関する公文書を確認したところ、本件判決に係る事案を摘示した上で当該指導をした公文書がなかったことから、部分開示された本件文書以外の本件対象公文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められた。